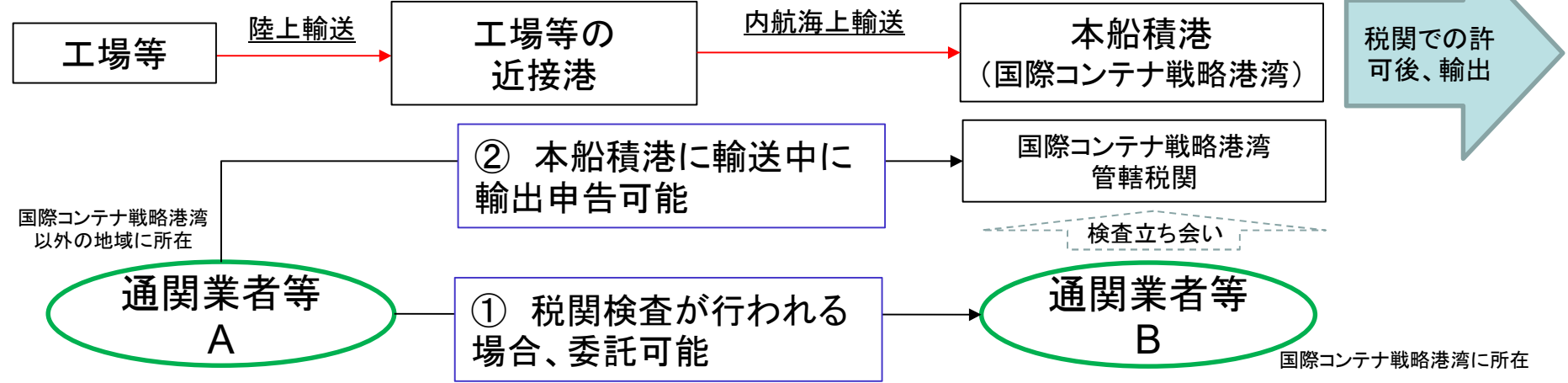


既存の税関制度を踏まえた輸出の概要図

【既存の制度】

- ① 申告した通関業者以外の方に、税関検査への立会いを委託可能。
- ② 保税地域搬入前でも輸出申告が可能。

【貨物輸送の流れと税関申告、検査への立会いの委託の関係(例)】



【既存制度活用による効果】

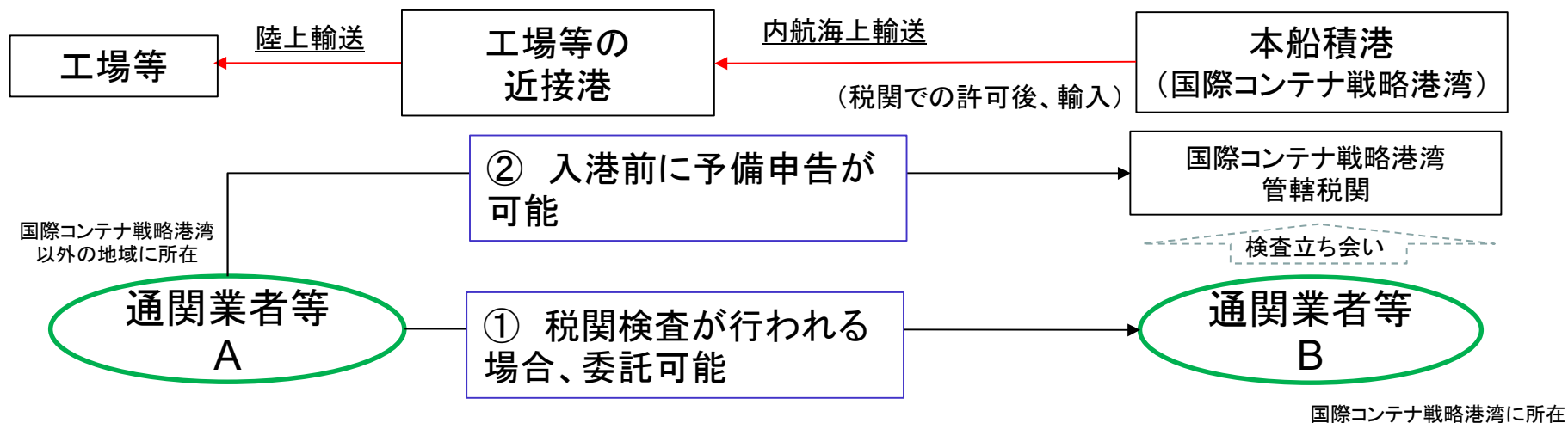
- 国際コンテナ戦略港湾以外の港湾から国際コンテナ戦略港湾に向けて内航航路で輸送中に税関手続が開始でき、輸送時間の有効活用が可能。
- 検査の立ち会いを委託可能であることから、税関検査への立ち会いに対する懸念を解消。
- 申告時点での取扱いが「検査扱い」となった場合、国際コンテナ戦略港湾における貨物の動きの予見可能性が向上。

既存の税関制度を踏まえた輸入の概要図

【既存の制度】

- ① 申告した通関業者以外の方に、税関検査への立会いを委託可能。
- ② 保税地域(国際コンテナ戦略港湾)搬入前に予備申告が可能。

【貨物輸送の流れと税関申告、検査への立会いの委託の関係(例)】



【既存制度活用による効果】

- 検査の立会いを委託可能であることから、税関検査への立会いに対する懸念を解消。
- 予備申告での取扱いが「検査扱い」となった場合、国際コンテナ戦略港湾における貨物の動きの予見可能性が向上。